

明石市道路境界明示 電子申請マニュアル

道路境界明示について電子申請ができるようになりました。

申請手順と流れは以下の通りです。申請時の添付書類の詳細や注意事項等につきましては、道路境界明示の手引きをご確認ください。

システムの仕様上、申請途中で添付ファイルを一時保存できないため、必ず全てのファイルが揃った状態で申請を開始し、完了させてください。

また、土地登記事項証明書（土地登記簿謄本）のように資料が複数枚となる場合、資料ごとに1つのファイルに結合した上でアップロードしていただくようお願いいたします。

<電子申請方法>

- ①「道路境界明示申請」の以下のアドレスまたは、
右側の QR コードから申請フォームに入ってください。

URL: <https://logoform.jp/form/GP214/1387425>



QR コード

- ②フォームを開くと以下の画面が表示されます。

受信可能なメールアドレスを入力し送信ボタンを押してください。

この確認メールは「@logoform.jp」のドメインから送付しますのでメール受信できるよう設定をお願いいたします。

入力フォーム - メール認証

1 入力

2 メール送信完了

メールアドレス登録及び認証をお願いします。

メールアドレスが正しく登録できることを確認します。お客様が受信可能なメールアドレスを入力し、送信ボタンを押してください。
※こちらからのメールは@logoform.jpのドメインから送付します。受信制限を設定している場合、届かない可能性があります。

メールアドレス 必須

(受信可能なメールアドレス)

0 / 128

送信

- ③入力したメールアドレスあてにメールが届きます。URLをクリックし必要事項を入力してください。

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。
※お手続きはまだ完了していません。本文をお読みの上、お手続きを続行してください。

お客様のメールアドレス認証が完了しました。
引き続き、以下のURLにアクセスしてフォームへの回答をお願いします。

URL が記載されています。

※お手続きURLの有効期限は24時間です。
有効期限が切れた場合はお手数ですが、再度メール認証からやり直していただきますようお願いいたします。

④入力フォームに必要事項を入力、送信します。（入力不備があると送信できません。）

⑤送信が完了したら、入力したメールアドレスあてに“送信完了メール”が届きます。

⑥申請内容について明石市が境界明示可能かどうか審査を行います。明示可能であれば、入力したメールアドレスあてに申請手数料の連絡をします。明示不可能であれば、その旨を連絡します。

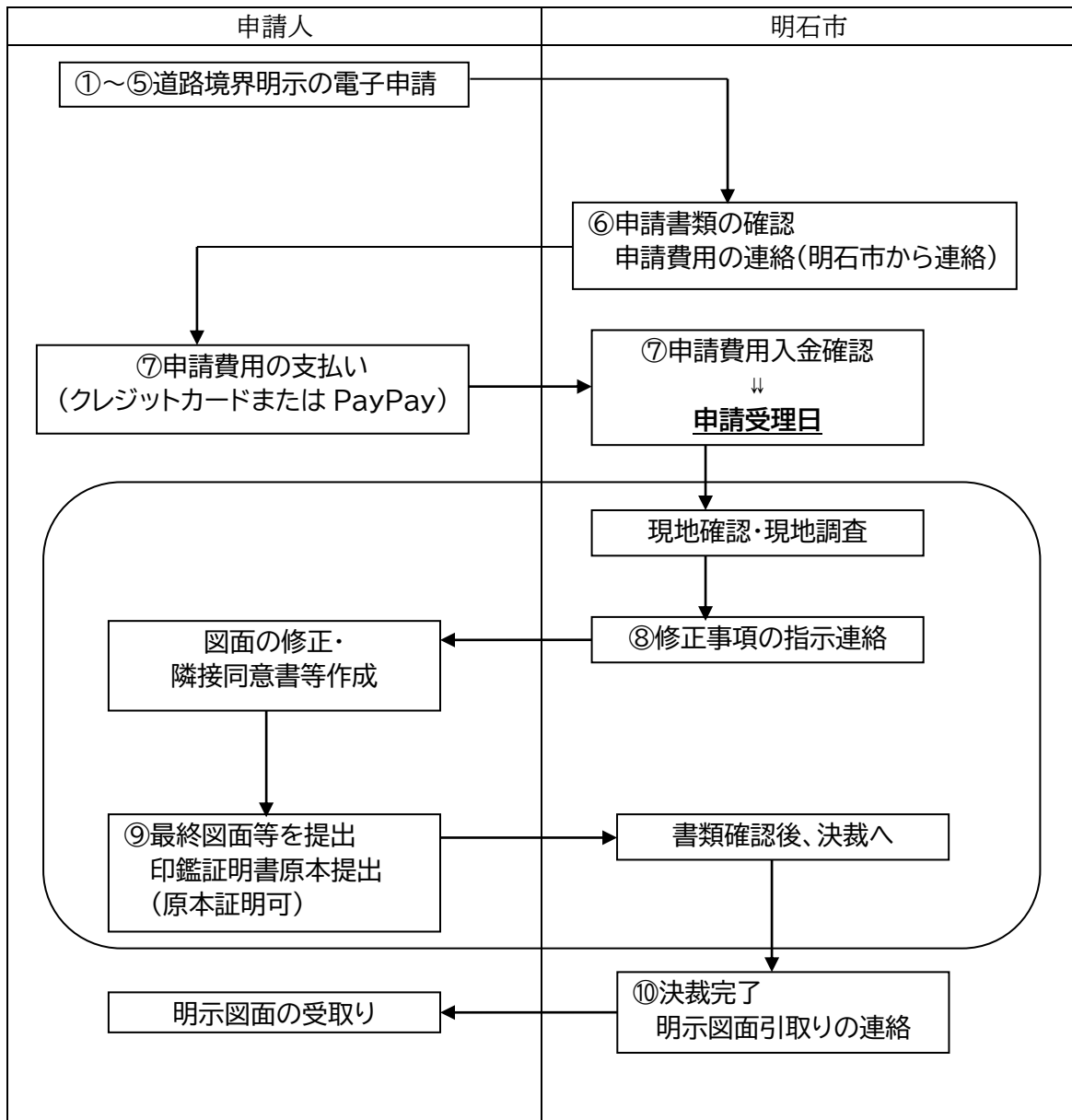
⑦申請手数料については、メール到着日から 10 日以内に、クレジットカードまたは PayPay でお支払いください。支払日が申請受理日となります。

⑧電子申請以降の書類(追加資料や図面修正等)のやり取りは、従来通り対面、電話またはメールで行います。また、隣接同意書、対側同意書及び自治会同意書についてもメールで提出いただけます。

⑨申請中に所有者が変わった場合、新所有者が明示を希望される際は再申請が必要です。市へご連絡のうえ、再申請の手続きをしてください。（再度、申請手数料をお支払いください。）なお、旧所有者の申請は取り下げとなり、申請手数料の返金はできません。詳しくは用地管理係(078-918-5031)までご連絡ください。

⑩全ての審査が завершиましたら、最終図面を提出(市で審査した場合は市役所、業務委託受託者で審査した場合は業務委託受託者)してください。その際、電子申請時に添付いただいた申請書(原本)(道路境界明示の手引き様式第1号)および委任状(原本)と申請人全員の印鑑証明書(申請受理日より 100 日以内に取得したもの、原本証明可)を提出してください。⑧にて隣接同意書や対側同意書に印鑑証明書(申請受理日より 100 日以内に取得したもの、原本証明可)を添付している場合も提出してください。

⑪決裁完了後、明石市から明示図面の引取りの連絡をします。



:業務委託する場合の範囲